全国検数労連

８４５号

〒144-0052 東京都大田区蒲田 5-10-2
日港福会館 5 階
Tel 03(3733)5621　Fax 03(3733)5622
メール rouren@kensu.jp
ホームページ http://www.kensu.jp/
全国検数労働組合連合
書記局



11月4日(水) 10:00~10:30 第1回 検数労連26冬季一時金交渉

26冬季一時金要求書提出。組合員の生活の安定を求め交渉を開始！
生活を守り、働く意欲につなげる冬季一時金を要求！

11月4日（水）第1回検数労連26冬季一時金交渉で、組合は要求提出にあたり、過日、開催された検数労連代表者会議において、各地域から様々な意見が出され議論をした結果、左記の通りの要求書を提出した。

《組合主張》

両協会の状況を見ると、この間『パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策』を通じて料金収受の取り組みが行われ、一定の料金改定が進んでいると認識している。また、組合としても港湾産別を通じて料金収受を後押しする取り組みを積極的に展開しているところである。

今冬季一時金では、現場で働く組合員の両協会の料金収受に対する取り組みへの期待は大きなものとなっている。両協会においては、その期待に応えられるよう要求に沿った回答構築を求める。

要求趣旨説明にも記載しているが、この間、生活必需品の値上げが止まらない状況が続いている。そのようななかで、今冬季一時金については生活を守るためにも大幅な引き上げが必至であり、引き上げがされなければ従業員の生活を守ることができない。

両協会においては、その点も考慮した回答の構築を求める。また、生活必需品の値上げは地域関係なく生活を直撃するものであることから、これまでの一時金のような過度な地域間格差の撤廃を求める。

秋闘オルグでいくつかの地域の組合員との交流を図った。現場で働く組合員は自身の職場の職域の問題や両協会の先行きなどに不安を感じている。不安を払拭し、職場の奮闘に応えるためにも要求に沿った回答を求める。

《両協会》

本日、組合よりいただいた要求書については、持ち帰り有額回答に向け様々な角度から検討を重ねて回答を構築していきたい。

年末年始例外荷役 労使政策委員会で合意

10月26日（月）に開催された労使政策委員会で『年末年始例外荷役』について、労使確認が行われ成案に至った。

労使政策委員会の場で全国港湾は年末年始の労働条件について昨年と同じ条件を下限とすることを強調し労使合意に至った。

この経過を受け、第1回検数労連26冬季一時金交渉で、両協会に対しそれぞれの企業内で年末年始例外荷役の協議に移行する旨を主張し、両協会も了承しました。よって、本日の交渉以降、各企業内交渉で年末年始例外荷役の協議を行っていきます。

２０２６年冬季一時金要求書（要旨）

２０２６年冬季一時金および諸労働条件の改善について、下記の通り要求いたします。

1．冬季一時金について
（1）要求方式と要求額について
① 全日検
職　員　A
（本給＋家族）×3.50ヶ月＋一律10万円＋都市加算とすること。
職　員　B
（本給＋地域年齢）×3.50ヶ月＋一律10万円＋都市加算とすること。
② 日検
（本給＋家族）×3.50ヶ月＋一律10万円＋都市加算とすること。
③ 都市加算の支給区分と金額については、別表の通りとすること。
④ 職員以外の従業員は、職員に準じて支給すること。

（2）支給条件について
① 長期病欠者に対して、各々の支給基準の７０％を支給すること。
② 通勤災害による休業者についても労災休業者と同一取り扱いとすること。
③ 一切の協会査定（特別評価）は行わないこと。
④ 転勤者の取り扱いについては、計算期間中のそれぞれの所属地の地域区分に基づく日割計算、または１２月１日現在所属地の地区区分のいずれか有利な方を適用すること。

（3）支給日について
２０２６年１２月１０日（木）とすること。

2．厚生年金保険料の労使負担割合の改善をはかること。

以上

次回交渉
11月9日(月)15時～
第2回26冬季一時金交渉。



スト権投票について
10月29日(木)～11月6日(金)までを投票期間とし、6日(金)正午中央集約とします。